

1. 業務概要

国立劇場において、植栽及び草地（以下、「庭園等」という）の樹種に応じた病虫害の予防、点検、捕殺、防除及び施肥、剪定、除草、かん水等を定期的に行い、景観上良好な状態を維持するため、植栽管理を実施する。

2. 業務実施体制

業務実施体制構築にあたっては、事業者は【添付資料 5-1-3】「維持管理に係る配置者の一覧」に基づき配置するとともに、【参考資料 5-1-2】「業務実施体制案（維持管理）」を参考とすること。

なお、業務責任者は造園施工管理技士 1 級の資格を有すること。

3. 植栽管理の要求水準

- ①緑化率等を維持し、皇居周辺の緑豊かな環境や景観等と調和した国立劇場としてふさわしい庭園等の景観を維持・向上させる。
- ②枝・葉等が散乱せず、樹種及び季節に応じて適切に刈り込まれた庭園等を維持する。
- ③倒木・枝折れ等のないよう、安全な状態を維持する。特に降雪、強風、大雨等に際しては、被害が最小限となるよう処置を講ずる。
- ④「建築保全業務共通仕様書（令和 5 年度版）」第 2 編第 8 章第 4 節における点検・確認を実施し、結果に応じた対策・対応を行う。
- ⑤既存施設から移植する「記念樹」等は、植樹の経緯を踏まえて取扱いに留意する。

4. 業務上の留意事項

①発生材処理

剪定作業等で発生した樹木・葉等廃棄物はできる限り細かく切断したうえ、搬出用車両に積み込み、即日場外へ搬出し適切に廃棄処分する。

- ②本業務要求水準書に定めのない事項については、振興会と協議を行い、業務計画書又は作業計画書に記載して業務を実施する。